

議案第66号

木津川市山城総合文化センター等施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、下記のとおり木津川市山城総合文化センター等施設の指定管理者を指定するため、議会の議決を求める。

令和5年11月30日提出

木津川市長 谷口 雄一

記

1 施設の名称及び所在地

- (1) 名称 木津川市山城総合文化センター
所在地 木津川市山城町平尾前田24番地
- (2) 名称 木津川市やすらぎタウン山城プール
所在地 木津川市山城町椿井柳田26番地
- (3) 名称 都市公園 不動川公園
所在地 木津川市山城町平尾大谷1番地
- (4) 名称 都市公園 上狛駅東公園
所在地 木津川市山城町上狛北野田芝60番地

2 指定管理者 埼玉県さいたま市浦和区仲町一丁目12番1号

日本環境マネジメント株式会社

代表取締役 片山 安茂

3 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

参考資料（議案第66号）

木津川市山城総合文化センター等施設の指定管理者の指定について

1 指定管理者の概要

- (1) 団体名 日本環境マネジメント株式会社
- (2) 代表者名 代表取締役 片山 安茂
- (3) 所在地 埼玉県さいたま市浦和区仲町一丁目12番1号
- (4) 設立年月日 昭和49年12月25日
- (5) 資本金 3,000万円

2 選定理由

指定管理者を選定するにあたり公募を実施し、令和5年10月5日開催の木津川市指定管理者選定委員会において、応募のあった団体（1事業者）に対し応募提案に関する書類審査及び面接審査を行った。

審査の結果、施設の管理運営について理解し、また、利用者サービスの向上への取組方針から管理運営能力を有し、指定管理者として妥当であると判断し、日本環境マネジメント株式会社を選定した。

「お客様ファースト」を掲げ、利用者意見の収集・掲示・事業へのフィードバックに努めるなど利用者満足度の向上に努めている。

施設の設置目的を達成するための事業においては、市民のニーズを踏まえた講座「アスピアくらぶ」の開設やグランドゴルフ協会と連携した大会の開催、プロのテニスプレイヤーを招いたテニススクールの開催等、地域団体や民間事業者と連携した子ども対象の事業展開などを予定されており、地域との繋がりの強化が期待できる。

施設のサービス向上については、ポータブルWi-Fiの提供やキャッシュレス決済の導入検討等、利用者の目線に立った対応に取り組む姿勢が見られる。

また、市内で増加傾向にある外国人に対応するため、館内掲示の多言語化に取り組んでおり、多様化する利用者へ対応を進めている点も評価できる。

これまで共同事業体を組んで運営管理していたやすらぎタウン山城プールは応募者単独での運営管理となるが、水泳に関する専門的知識・技能を要する分野は専門事業者に委託し、その他の受付及び運営業務等は応募者がこれまで蓄積したノウハウを活用して対応することが提案されており、市民に身近なプールとしてより適切な運営が期待できる。

緊急時の対策や安全管理においては、施設にあったマニュアルの作成や防災訓練、職員研修の他、緊急時の職員体制や対応フローチャートが具体的に示され、利用者を第一に考えた安全への意識の高さが評価できる。

また、個人情報取扱いに関する研修を増やす等、スタッフのコンプライアンス意識向上及びスキルの底上げに努めており、適切な施設の管理運営、窓口サービスの向上が期待できる。

施設の管理運営の基本方針においては、SDGs の観点から市の公共施設として果たすべき社会的役割及び責任を明確にしていることも評価できる。

財務状況は良好で、効率的・効果的かつ安定的な施設の管理運営が期待できる。

3 指定管理者に行わせる業務

- (1) 木津川市山城総合文化センター（以下「文化センター」という。）の利用の許可及び使用料の収受に関する業務
- (2) 文化センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 文化センターの設置の目的を達成するために必要な事業の企画及び実施に関する業務
- (4) 教育委員会の承認を受け、文化センターの開館時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館すること。
- (5) 文化センターの運営に関する事務のうち、教育委員会のみの権限に属する事務を除く業務
- (6) 木津川市やすらぎタウン山城プール（以下「山城プール」という。）の利用の許可及び使用料の収受に関する業務
- (7) 山城プールの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (8) 山城プールの設置の目的を達成するために必要な事業の企画及び実施に関する業務

する業務

- (9) 教育委員会の承認を受け、山城プールの開館時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館すること。
- (10) 山城プールの運営に関する事務のうち、教育委員会のみの権限に属する事務を除く業務
 - (11) 都市公園不動川公園及び都市公園上狛駅東公園（以下「公園」という。）内における行為の許可に関する業務
 - (12) 公園の施設及び設備の維持管理に関する業務
 - (13) 公園の設置の目的を達成するために必要な事業の企画及び実施に関する業務
 - (14) 公園の管理及び運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務